

船上クレーンの安全対策の検討が前進

～IMO 第4回船舶設備小委員会の結果概要～

近年、船上クレーンの事故が多発しており、このような事故を防ぐため、国際海事機関(IMO)において船上クレーンの安全基準の策定作業が行われています。今次会合では、船上クレーンの安全対策のための国際条約改正草案が作成されました。

平成29年3月20日から24日にかけて、英国ロンドン国際海事機関(IMO)本部にて、第4回船舶設備小委員会が開催されました。主な審議結果は、以下のとおりです。

1. 船上クレーンの安全対策

(1) 背景

近年、国内外で船上クレーンの不具合に起因する事故が多発しており、我が国でも、平成20年に京浜港において貨物船のクレーンを使用して貨物を巻き上げ中に、巻き上げ用のワイヤーが破断し貨物が落下、作業員1名が死亡する事故が起きています。

多発する船上クレーンの事故を受け、平成23年の第89回海上安全委員会(MSC 89)において、同様の事故事例を有するニュージーランド他と共同で、船上クレーンの安全基準の必要性を指摘し、これ以降、IMOにおいて安全基準の策定作業が行われてきました。

平成28年に行われた第3回船舶設備小委員会(SSE 3)後は、我が国がコーディネータを務めるCG^(注1)において検討が行われ、今次会合ではその結果を踏まえ審議が行われました。

(2) 審議の結果

海上人命安全条約(SOLAS条約)への船上クレーンの安全対策に係る新たな規則の追加について、我が国を議長とする作業部会において集中的な審議が行われ、安全対策の目標、基本的な要件、適用対象等を規定したSOLAS条約改正案が作成されました。

今後、次回会合(平成30年開催予定)に向け、我が国をコーディネータとするCGが設置され、今次会合で作成したSOLAS条約改正案のブラッシュアップと、関連するガイドラインの検討を行うこととなりました。

(注1) 会期間にemailを活用して審議をするグループ

2. 救命艇及び救命いかだの換気に関する新規要件の策定

(1) 背景

平成25年にインド洋で大型コンテナ船が折損事故を起こした際に、退船に使用された救命艇が完全密閉構造であったため、具合を悪くした乗組員が複数いたとの証言がありました。

この状況を改善するため、平成28年の第97回海上安全委員会(MSC 97)において、我が国はバハマと共同で、全閉囲型救命艇への換気装置の設置義務化を提案し、今次会合より審議が開始されることとなりました。

(2) 審議の結果

我が国は、国内で実施した実験結果を踏まえた検討に基づき、機械換気装置の設置と、救命艇に共有すべき換気量を含んだ基準改正案を提案しました。審議の結果、換気量及び換気方法について更に検討が必要とされ、CGにおいて、次回会合に向けて基準改正案を検討することとなりました。

3. 旅客フェリーの火災安全対策

(1) 背景

平成28年のMSC 97において欧州諸国から、旅客フェリー^(注2)の車両積載区域の火災安全対策に関し、旅客フェリーの車両甲板で火災が発生した際に、消火設備が効果的でないこと、十分な消火活動ができないこと、火災の影響により救命設備が使用できない等の問題点を指摘のうえ、火災安全対策の見直しを求める提案が行われました。同提案を受け、我が国からも、国内のフェリー火災事故を受けてとりまとめた旅客フェリーの火災安全対策を紹介する文書を提出しています。

今次会合では、火災安全対策のための具体的な検討項目の抽出及び、その検討計画について審議が行われました。

(2) 審議の結果

旅客フェリーの事故分析結果を考慮した上で、火災安全対策に関する基準の見直し作業を行うことを確認しました。審議の結果、①出火防止措置、②火災探知及び判断、③消火、④延焼防止、⑤救命設備の保全性及び避難の5つのエリアにおいて検討を進め、まず消火活動に関する非義務のガイドラインを2019年までに作成することとなりました。また、SOLAS条約等の改正も視野に入れて、さらなる火災安全対策の検討を行うことになりました。

(注2) 自動車等が自走して船内に入れるように、船舶の全長の相当の部分にわたって区画の無い区域を有する旅客船

4. 洋上施設の安全基準

①2009 MODUコードの改正

(1) 背景

沖合で海洋資源を掘削する移動式海洋掘削ユニット(MODU)の安全基準は、IMOの非強制コードである2009 MODUコードに規定されています。2010年4月にメキシコ湾で発生した石油掘削施設「Deepwater Horizon」の原油流出事故を契機として、IMOにおいて同コードの見直し作業が行われてきました。

(2) 審議の結果

今次会合で、MODUの防火設備、救命設備、操練の要件等が改正された2009 MODUコードの改正案が承認されました。改正された同コードは、新造ユニットに適用されます。

②DPSガイドラインの改正

(1)背景

波、風、潮流などの外乱に晒される中で、特定の位置を保持するための動的位置保持システム(DPS)を搭載する船舶の安全基準は、IMOで1994年に非強制ガイドラインとして採択されましたが、近年の船舶の大型化に伴い、2012年から同ガイドラインの改正作業が進められてきました。

(2)審議の結果

今次会合では、前回会合後に設置されたノルウェーをコーディネータとするCGにおいて作成された改正ガイドライン案を元に審議が行われ、システムの制御場所の要件や、非常用システムのケーブルの防火要件が改正されました。改正された同ガイドラインは、新造船に適用されます。

以上

問い合わせ先

電話：03-5253-8111（国土交通省代表）
国土交通省海事局安全政策課 石原（内線 43-561）、粉原（内線 43-564）
直通：03-5253-8631 FAX：03-5253-1642